

# 北海道青少年顕彰実施要領

## 1 趣旨

この要領は、北海道表彰規則（平成10年3月31日北海道規則第31号）に基づく北海道青少年顕彰の処理手続きを定めるものとする。

## 2 顕彰目的

自立心豊かで行動力に富み他の範となる青少年を顕彰し、もって本道発展の担い手としての自覚と責任感の高揚に資することを目的とする。

## 3 顕彰の対象

顕彰の対象は、その年の4月1日現在で、満30歳までの青少年又は満30歳までの青少年で構成される団体・グループで、次のいずれかの活動を3年以上実践し、他の範となる個人又は団体とする。

- (1) ボランティア活動や国際交流活動、地域文化活動などの社会参加活動を行い地域づくりに貢献する活動
- (2) 青少年団体・グループの指導・育成など、青少年団体等の活動を促す活動
- (3) 職場で創造性や協調性を発揮し、他の範となる活動や地場産業の振興に貢献する活動

## 4 顕彰者数

顕彰者数は、15名以内とする。

## 5 顕彰候補者の推薦

- (1) 環境生活部長は、市町村長、市町村教育委員会教育長及び公益財団法人北海道青少年育成協会（以下「推薦者」という。）に候補者の推薦を依頼する。
- (2) 推薦者は、別記様式により、別に通知する日までに、環境生活部長に顕彰候補者を推薦する。

## 6 顕彰者の決定

環境生活部長は、推薦者から推薦のあった候補者の中から、別に定める基準を参考に審査した上、顕彰者を決定し、推薦者及び総合振興局長又は振興局長へ通知する。

## 7 顕彰の方法

顕彰の賞状及び記念品は、所轄総合振興局長又は振興局長から贈呈するものとする。

## 8 顕彰の日

原則として該当年度の「子ども若者育成支援強調月間」の期間中に行うものとする。

## 9 実績報告

総合振興局長又は振興局長は、顕彰の実施結果を、別に通知する日までに環境生活部長に報告するものとする。

附 則（平成13年10月22日文青第681号）

- 1 この要領は、平成13年10月22日から施行する。
- 2 平成13年度の北海道青少年顕彰は、改正後の実施要領8の規定にかかわらず、別途通知する期間中に行うものとする。

附 則（平成15年3月14日文青第1096号）

この要領は、平成15年3月14日から施行する。

附 則（平成16年3月29日文青第15429号）

この要領は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成18年6月26日道文第941号）

この要領は、平成18年6月26日から施行する。

附 則（平成22年7月5日安推第611号）

この要領は、平成22年7月5日から施行する。

附 則（平成23年4月26日安推第181号）

この要領は、平成23年4月26日から施行する。

附 則（平成25年7月18日道生第882号）

この要領は、平成25年7月18日から施行する。

附 則（平成26年6月23日道生第660号）

この要領は、平成26年6月23日から施行する。

附 則（令和2年11月30日道生第1641号）

この要領は、令和2年11月30日から施行する。